



## 随意契約理由書

件名	令和4年度猪名川流域下水道原田処理場 第1ポンプ場汚水ポンプ補修工事
契約の相手方	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、第1ポンプ場に設置されているNo.1及びNo.3汚水ポンプの補修を行うものです。</p> <p>当該設備は、久保田鉄工株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備等と密接不可分な関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	<p>久保田鉄工株式会社は、株式会社クボタに社名変更し、補修工事部門については、クボタ環境エンジニアリング株式会社大阪支社に移管しており、特殊専門技術についても継承されています。</p>







## 随意契約理由書

件名	市立豊中病院空調自動制御設備整備工事（3期工事）
契約の相手方	日本電技株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、経年劣化している空調自動制御設備の整備を行うものです。</p> <p>当該設備は日本電技株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設設備の使用に際し、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	